

白井市障害者計画について

- ◇「障害者計画とは」・・・障害者基本法第11条
第3項に基づく白井市の基本計画
 - ◇計画期間・・・令和8～14年度
-

近年の主な法令の変更

- ・障害者総合支援法の改正(令和6年度)
障がい者等の地域生活の支援体制の充実、及び障がい者の
就労ニーズに対する支援や障害者雇用の質の向上の推進、
精神障がい者のニーズに対応した支援などが位置づけられました。

その他

- R5 こども家庭庁の発足とこども基本法の施行
- R6 改正住宅要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する
法律の施行

現計画の評価

自己評価の配点表

当初見込み以上の実績や成果があった：3点

概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点

当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点

実績や成果が全くなかった：0点

施策の方向の10項目の中で、A評価が
6項目、**B評価が4項目**となっています。

自己評価平均点の評価基準

A：平均点が2点以上

B：平均点が1.5～2点未満

C：平均点が1.0～1.5点未満

D：平均点が1.0未満

基本目標	施策の方向	評価点	評価
1 地域での自立生活への支援の推進	(1)相談体制・情報提供の充実	1.80	B
	(2)権利擁護体制の充実	2.13	A
	(3)福祉サービスの充実と支援施設の整備	2.17	A
	(4)保健・医療サービスの充実	1.83	B
2 社会参加の支援・促進	(1)障がい児の保育・教育の充実	2.45	A
	(2)就労の支援・促進	2.14	A
	(3)各種活動の支援・促進	1.77	B
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	(1)福祉活動の促進	2.35	A
	(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	2.14	A
	(3)防災・防犯等対策の推進	1.92	B
平均点		2.07	

主な課題

現計画の評価、アンケート・ヒアリングの結果をもとに、5点の主な課題を抽出しました。

その1 介助する人の高齢化が進むことに対応した施策が必要

(課題)

- ・ 障がい者を支援する保護者等の高齢化が進んでも、障がいのある人が安心して住み続けられるような支援が必要です。
- ・ ひとり暮らし等、その人の希望に応じた住まい方ができるようにすることが必要です。

その2 障がいのない人が、障がい者のことをもっと知る環境をつくる必要がある

(課題)

- ・ 障がいのない人が、障がいなどについて学ぶ場が必要です。
- ・ 障がいのある人となない人が、交流する場の拡大が必要です。
- ・ 障がい者への差別がない社会の構築が必要です。

その3 障がい福祉サービスで不足するサービスの充実が必要

(課題)

- ・ 国や県と連携しつつ、障がい福祉サービスの人材確保を図ることが必要です。
- ・ 関係機関と連携しつつ、障がい福祉サービスにかかる報酬の向上を働きかけます。

主な課題

現計画の評価、アンケート・ヒアリングの結果をもとに、5点の主な課題を抽出しました。

その4 障がい福祉サービスとその他のサービスとの連携

(課題)

- ・障がい福祉サービスでは対応できないが、需要のあるサービスについて供給体制を充実していくことが必要です。
- ・障がい福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、必要な情報を提供することが必要です。
- ・相談支援事業所と事業者間や、事業者同士の連携の強化が必要です。
- ・契約や金銭管理等に関する支援が必要です。

その5 情報提供について

(課題)

- ・年齢が若い障がい者向けに、市の情報をスマホ対応でわかりやすく情報提供をしていくことが必要です。
- ・提供する情報を障がい者が求める形でわかりやすく提供することが必要です。

計画の目標像

目標像を一部見直しました。

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり

障害者基本法の理念を基にしながら共生（ともに生きる）し、
ともに参加する地域の実現をめざして、本計画の目標像（キャッチフレーズ）を
基本的には引き継ぐも、目標像に、

「障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できるという」
意味を加えるため、目標像に「ともに参加して、活躍できる」
という文言を加えました。

基本方針1 地域での自立生活への支援の推進

全ての障がい者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしているよう、地域生活の基盤の充実に努めます。

また、障がいのある人となない人が相互に理解し、意見交換を行える地域づくりを行うことで、障がいがあっても地域の中で活躍できるまちづくりを進めます。

施策(赤字が本計画で追加・変更部分)

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 権利擁護体制の充実
- (4) 交流や理解、意見交換が行える地域づくり
- (5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保
- (6) 保健・医療サービスの充実



現計画では、相談体制・情報提供の充実となっていました。
2つに分離



新設: 障がいのある人、ない人や、障がいのある人同士での交流・理解・意見交換を目指すものです



人材不足が重要な問題となったため、追記

基本方針2 社会参加の支援・促進

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいや将来への夢や希望を持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

あわせて、障がいのある人の家族などの方への支援を充実します。

施策(赤字が本計画で追加・変更部分)

- (1) 障がい児の保育・教育の充実
- (2) 就労の支援・促進
- (3) 各種活動の支援・促進
- (4) 文化・芸術・スポーツの振興

施策名称が変わりませんが、障がいのある人の家族の高齢化に対応し、必要な支援を行います。

現計画では、「各種活動の支援・促進」に含まれていたが、本計画では「文化・芸術・スポーツの振興」の部分を1つの項目とした。

基本方針3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

施策（赤字が本計画で追加・変更部分）

- (1)福祉活動の促進
- (2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- (3)防災・防犯等対策の推進